

水稲共済

鳥獣害、病虫害… 今一度 田んぼを ご確認ください

あなたの水田に、鳥獣や病虫害などの被害が発生していませんか。

もしも被害が発生していたら、「損害評価野帳」を提出してください。



もしも被害が発生したら

被害は自己申告制です

- 基準収穫量の3割を超える減収かどうかを、ご自身で判断してください。
- 判断がつかない場合は、共済部長（改良組合長）や市・村の担当者に相談してください。
- 営農組合で共済に加入している場合は、営農組合から申告してください。

3割を超える被害と判断したら

1 申告用紙となる「損害評価野帳」を入手してください

損害評価野帳は、それぞれの地区の共済部長（改良組合長）、市・村の農政担当部署またはNOSAIひだにあります。

2 「損害評価野帳」に必要事項を記入してください

- ① 「損害評価野帳」は被害申告する水田1筆について1枚記入してください。
（水田1枚が合筆されている場合、合筆の1筆ごとに野帳に記入してください）
- ② 太枠で囲まれた部分について記入してください。
- ③ 被害水田の「位置図」は、目印になるものがあれば書いていただき、わかりやすく記入してください。
- ④ 「被害表示の立札」は、風雨で飛ばされないようビニール袋などに入れ、被害水田の道路側で目につきやすい場所に立ててください。

3 「損害評価野帳」を提出してください

- ① 必要事項を記入いただいた「損害評価野帳」は、それぞれの地区の共済部長（改良組合長）、市・村の農政担当部署、またはNOSAIひだへ提出してください。
- ② 「損害評価野帳」は、稲の刈り取り予定日の2週間前までに早めの提出をお願いします。

注意!!

- 「損害評価野帳」の提出が遅れると、現地被害調査が行えないため共済金の支払いができません。
- 調査のため実測(坪刈り)をすることがありますので、刈り取りが終わるまで「被害表示の立札」は、はずさないでください。
- 不適切な肥培管理、病虫害防除対策および獣害対策の不備等の場合、分割（免責）評価となり共済金の支払対象にならない場合があります。

損害評価野帳の記入例と注意点

- 油性のボールペン等で記入してください。
- 品種名は、作付けしている品種を記入してください。
- 「災害の種類」は、『穂首いもち』・『イノシシ害』・『穂発芽』など具体的に記入してください。
- 「災害の種類」・「災害の発生日」が2つ以上ある場合は、すべて記入してください。
- 被害水田1筆につき、損害評価野帳を1枚記入してください。

★今年の春先に提出していただいた「平成29年度水稲生産実施計画及び経営所得安定対策交付金等営農計画書 兼 水稲共済細目書異動申告票」の農家控えを見て記入していただくと簡単です。

平成29年度水稲共済細目書
異動申告票

平成29年度水稲生産実施計画及び経営所得安定対策交付金等営農計画書 兼 水稲共済細目書異動申告票

組合等名 飛騨農業共済事務組合
 大地区名 高山
 小地区名 下岡本
 飛騨農業共済事務組合

電話番号 0577-35-0310

506-0052 高山市下岡本町2115

共済 太郎

様

80000000

耕地の番号	分筆番号	地名・地番 大字、字、集落地番	交付対象農地 作期区分	水田 (水はり) 面積 a	水稲作付 (引受) 面積 a	水稲以外の 作物作付 等面積 m ²	収量 等級	作物名又は 水稲品種名	地権者氏名
1	1	ホラ 1022		6:00	6:00		18	コシヒカリ	
2	1	ノタ' 2954-1		16:00	10:00		20	ヒトメ'レ	
2	2	ノタ' 2954-1				6:00	20	その他野菜	

損害評価野帳

様式第21号 損害評価野帳 (一筆方式) No. 29****

被害表示の立札 No. 29****

評価者印	X	評価地区	地区名	下岡本
評価月日	X	組合等名	耕作者氏名	共済 太郎
災害の種類	X	耕地番号	耕地の地名地番	ホラ1022
被害調査単位	X	引受面積	引受面積	6.0 a(7-6)
肥培管理	X	災害の種類	種類別	穂首いもち、飼料用米、 米粉用米、小麦、六条大麦
分割割合	X	災害の発生日	発生日	9月8日
分割理由	X	刈取予定月日	品種名	コシヒカリ
判定	X	電話番号	電話番号	0577-35-0310

取附注意 (1) 被害農家は本欄特記を記入し、「被害表示の立札」を切り取り、損害評価野帳を共済係員にすぐ届けてください。
 (2) 「被害表示の立札」は損害発生日にすでに被害耕地のよく見える場所に立ててください。
 (3) 「災害の種類」は冠水、流氷、冷害、干害、穂(いもち、イノシシ害)等具体的に書いてください。
 (4) この野帳を提出された耕地は、飛騨農業共済事務組合または、農業共済組合連合会が刈取を実施することがありますからご注意ください。

【お願い】
 損害評価のため、現地で被害状況を確認させていただきます。つきましては、被害が発生した耕地の場所がわかるように、左の枠内位置図(地図)を書いて提出してください。
 (注) 損害評価野帳は、1筆ごとに1枚提出してください。
 (注) 1枚の位置図に何筆かの被害耕地が記入できる場合は、記入された筆の野帳については、位置図の記入は必要ありません。
 問合せ先: 飛騨農業共済事務組合 事業課 農産係 電話 0577-35-0310

被害耕地の位置図

被害水田の場所がわかるように地図を描いてください。

損害評価野帳の右側を切り取り、被害水田に立ててください。

損害評価員による現地確認を行います。
 日程調整が必要なため、刈り取り予定日の2週間前までには、提出してください。